



佐賀労働局発表  
令和3年10月1日

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課  
監督課長 秋山 茂  
主任地方労働基準監察監督官 川浪 盛雄  
(電話)  
ダイヤルイン (0952)32-7169

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは78.2%～

佐賀労働局(局長 加藤 博之)では、外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対する監督指導等により、技能実習生の労働条件・安全衛生の確保に従来から取り組んでおり、今年の監督指導結果を取りまとめました。(詳細は別紙参照)

### 佐賀労働局における外国人技能実習生に係る監督指導等の概要

#### 1 監督指導状況(令和2年)

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した87事業場のうち68事業場(78.2%)
- 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(28.7%)、②割増賃金の支払(12.6%)、③労働条件の明示(11.5%)の順に多かった。

#### 2 労働災害発生状況

- 休業4日以上労働災害は、14件(うち死亡災害は0件)発生している。

労働局や労働基準監督署では、監理団体や実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、出入国在留管理局や県内の外国人支援機関等の関係機関と連携を図りながら、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行うなど厳正に対応していきます。

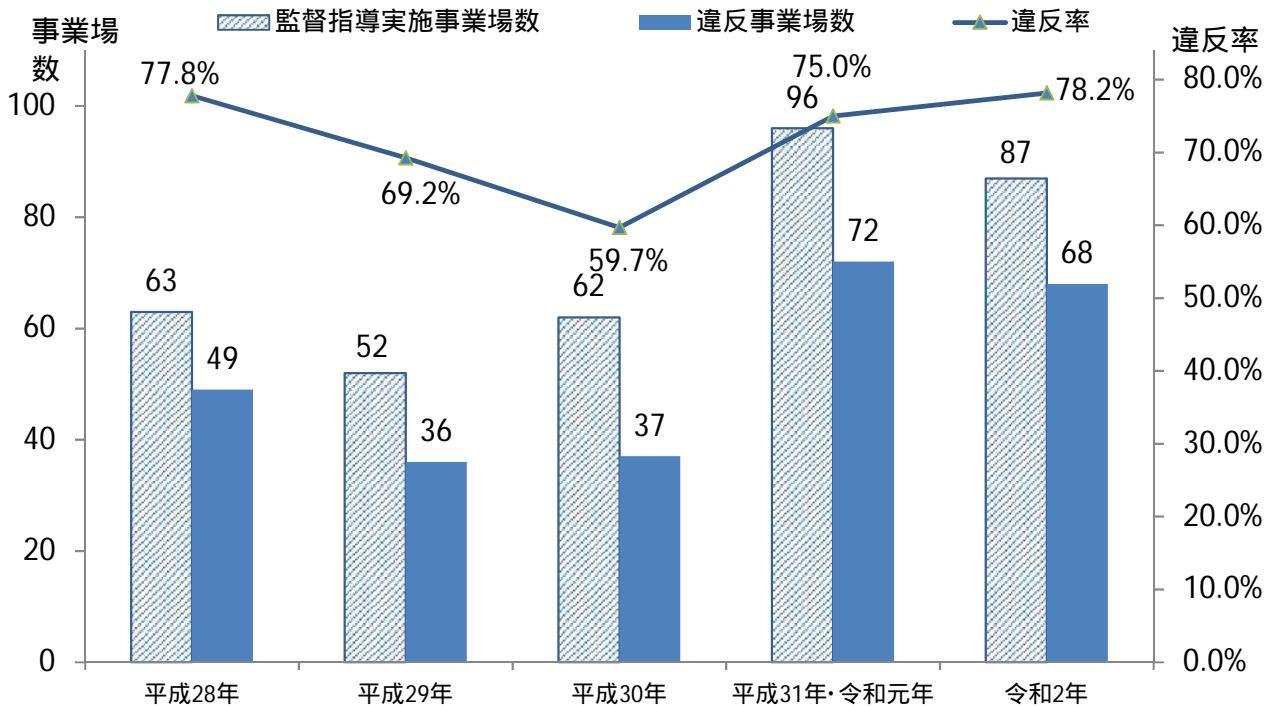
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況



## 外国人技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

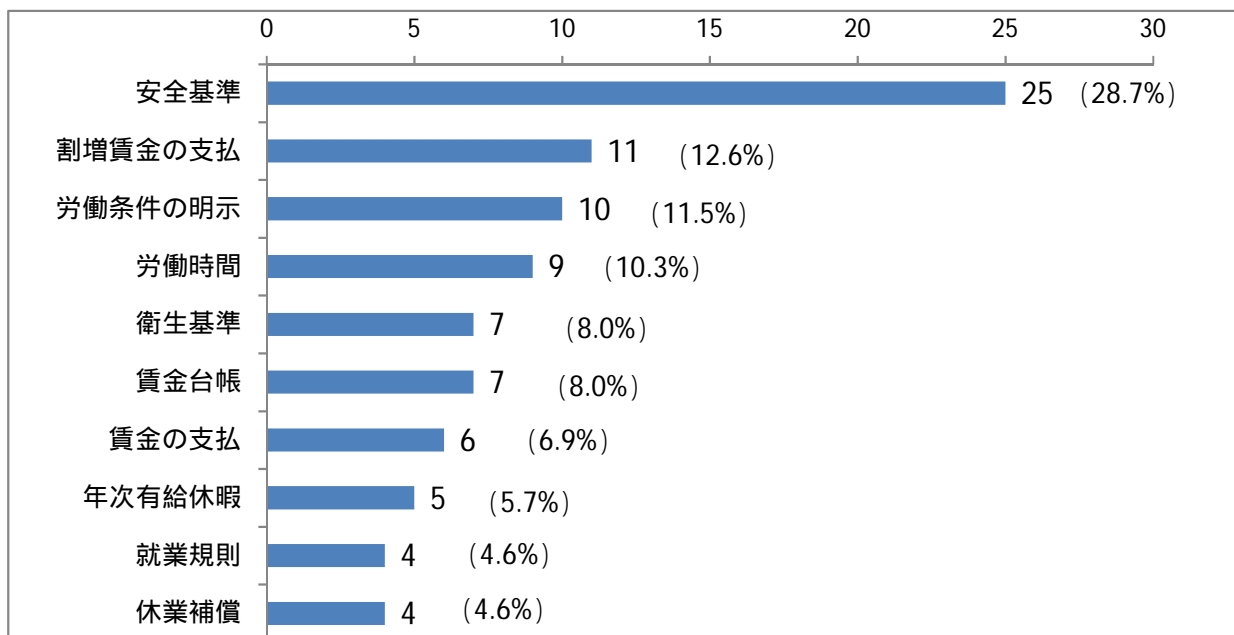
## 1 監督指導の状況

令和2年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において実習実施者に対して87件の監督指導を実施し、その(78.2%)に当たる68事業場で労働基準関係法令違反が認められた。



<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(28.7%)、割増賃金の支払(12.6%)、労働条件の明示(11.5%)の明示順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

監督指導事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1

#### 賃金不払残業及び違法な時間外労働について指導

##### <概要>

技能実習生がタイムカード打刻後も労働していたが、当該分の時間外労働手当が不払となっていた。また、時間外・休日労働に関する協定届(「36協定」)の協定時間を超えて時間外労働を行わせていた。

##### <指導内容>

不払割増賃金については是正勧告 36協定の協定時間を超える時間外労働については是正勧告 労働時間の適正把握について指導

### 事例2

#### 丸のこ盤の歯に指が触れ、被災した事案について指導

##### <概要>

技能実習生が丸のこ盤を使用していたが、当該丸のこ盤の歯の接触予防装置等が設けなかったため、歯の部分に指が接触し、被災した。

##### <指導内容>

丸のこ盤について使用停止措置を命令 丸のこ盤を含む木材加工用機械の安全使用について指導

### 事例3

#### 特別教育を受講させず、トラクターショベルを運転させていた事案について指導

##### <概要>

事業場の敷地内で、特別教育を受講していない技能実習生に機体重量3トン未満のトラクターショベルを運転させていた。また、トラクターショベルは、月1回の月次点検と年1回の特定自主検査が実施されていなかった。

##### <指導内容>

特別教育の未受講については是正勧告 トラクターショベルの月次点検及び特定自主検査については是正勧告

## 2 労働災害発生状況

令和2年の外国人技能実習生に係る休業4日以上労働災害は14件発生している。

